

安い 入りやすい 保障がいい

火災共済

最高4,700万円保障

(臨時費用200万円含む)

こんなとき、共済金を給付します

共済区分

① 火災



② 破裂・爆発



③ 落雷



④ 墜落



損害事由

火災(消防破壊、消防冠水を含む)による損害

物の破裂、ガス爆発などによる損害

落雷による損害

航空機の墜落(もしくは接触、航空機からの物体の落下を含む)による損害

①~④の損害で実損査定給付額の15%相当額を臨時費用として、火災共済保険金にプラスしてお支払いします(最高限度200万円)。但し、③落雷損害で電気機器類のみの故障損害に対しては、臨時費用の適用はありません。地震・噴火が起因する火災等の損害は、直接、間接を問わず適用外です。

火災共済金は

家屋最高保障額

家財最高保障額

合計最高保障額

3000万円+1500万円=4500万円

1口あたり10万円保障×あなたの契約口数(家屋+家財)=あなたの共済保険契約金額(=最高保障額)

プラス

臨時費用として 最高200万円支給

免責0円!



ここが違う 災害者に有利な再取得価額(新価)・実損払方式

- 1.家屋の場合、建築後の経過年数に関係なく延面積に対する焼損面積の割合をもって査定し、家財についても各自の家財に対して使用不能を含む焼損家財の被害額を現在の価格で算出します。
- 2.家屋、家財とも被害が70%以上は全焼損とみなして100%給付を行ない、70%未満~20%以上の時は半焼損、20%未満は一部焼損とみなし、共済契約金額の範囲内で実損額(再取得価額)を給付します。

給付例

家屋に2,000万円(200口)、家財に1,000万円(100口)、合計3,000万円(300口)の共済契約をしている人がり災した場合、

①全焼したとき…共済金 3,000万円+臨時費用 200万円=給付額 3,200万円

②損害額700万円の一部焼損したとき…共済金 再取得額 700万円+臨時費用 105万円=給付額 805万円



